町議会速報

No. 9

（56年7月28日）

自治医科大学教職員住宅2－2
村尾光子
TEL 0285－44－5418

去る7月16日、南河内町農業委員会委員の推薦、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本年第1回臨時会が招集されましたので、内容について御報告致します。

1. 会期決定　7月16日

2. 町長挨拶 (1) 7月13日の強風雷雨・降雹による被害は、調査の結果かぼちゃ(1反)、なす(0.15ha)、かんぴょう(2ha)たばこ(0.08ha)合わせて、皆無面積に換算して2.33ha、約550万円の被害である。

(2) 西坪山工業団地に進出の申請をしていた外資系バロース印刷会社は、県工場立地審議委員会で満場一致の承認を得、S.57.3に着工の予定、又、工場設置の決定をしていたありばの(製菓会社)は、7月13日に着工した。

(3) S.53年、薬師寺野口ひで子氏より、町が受けていた民事訴訟は、6月15日に判決があり原告請求棄却となった。控訴がありそうだ。

3. 南河内町農業委員会委員の推薦について、
S.56.7月19日に任期満了となる為、議会より2名の委員の推薦をする。選挙による委員は既に決まっている。
(1)推薦方法：賛成多数にて選挙によることとなった。1名ずつ2回投票
(2)結果：票数17（欠席1）

一回目		二回目	
大島宏	12票	宇賀地佐一	12票
宇賀持正紀	1票	大崎明	1票
無効	4票	無効	4票

以上により大島宏氏（町議会議員）、宇賀地佐一氏（農業委員2期）が推薦された。

4. 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。
人権擁護委員稲見定市氏は、S.56.8.14日で任期満了となる為、後任に館野鉄男氏（T.9.1.1生、南河内町大字三王山1178、鯉沼自治会長、町議会議員）の推薦に、賛成多数で同意した。

参考1. 農業委員会について（農業委員会等に関する法律）
(1) 市町村に農業委員会を設置する。
(2) 所掌事務：
- 農地等の利用関係の調整、自作農の創設維持
- 〃　〃　についてのあっせん及び争議防止
- 農業及び農村に関する振興計画の樹立、実施推進
- 農業技術改良、生産増進、農民生活改善に関する事項　など

(3) 委員　選挙による委員：本町は12名
選任による委員：本町は 各農協より理事1名ずつ2名 / 議会推薦する学識経験者2名
計16名をもって構成する。
(4) 任期3年
(5) 選挙についての選挙権・被選挙権：選挙は公職選挙法を準用する。
農業委員会区域内に住所を有し、下記に該当する20才以上の者。
(1) 10a以上の耕作者
(2) 前記の者の同居の親族又はその配偶者（省令で定める耕作日数に達している者）

今回は、告示に伴い12名の立候補者があり、無投票にて決まった。

2. 人権擁護委員（人権擁護委員法）
市町村に、人口に合わせ人権擁護委員を置く。（南河内は2名、薬師寺地区に近藤俊雄氏）。市町村長は、議会議員選挙権を有する人格識見高い住民の中から、議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱する。任期は3年、給与は支給しない。